

海外から携帯品、別送品としてお米を輸入される皆様へ

●海外から携帯品、別送品として個人用（輸入される方自身が使用するもの）としてお米を輸入する場合は、年間100kgまでは届出をすることによって免税となります。

●具体的な手続きとしては、空港や海港の植物防疫カウンターで届出書（3部複写）に年月日、氏名、国籍、パスポート番号、積出国、輸入数量等を記入し、植物防疫所で確認を受けて下さい。

その後確認を受けた届出書1部を税関に提出してください。

※個人用とは、米穀を輸入しようとする者又はその家族の食用のほか友人へのお土産用などが含まれます。

くわしくは、下記ホームページをご覧の上、留学生の皆様にはわが国のお米の輸入手続きについて、ご理解いただきますようお願い致します。

農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/boeki/kome_yunyuu.html

[お問い合わせ先]

地方農政局等	電話番号
北海道農政事務所（北海道）	011-330-8808
東北農政局（宮城）	022-745-9376
関東農政局（埼玉）	048-740-0110
北陸農政局（石川）	076-232-4008
東海農政局（愛知）	052-223-4616
近畿農政局（京都）	075-414-9741
中国四国農政局（岡山）	086-230-4248
九州農政局（熊本）	096-300-6241
内閣府沖縄総合事務局（沖縄）	098-866-1627